○政治資金適正化委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年一月八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四九八八	二七、一二、一八	沖胡　忠治
四九八九	二七、一二、一八	木村　修二
四九九〇	二七、一二、一八	平下　邦康
四九九一	二七、一二、一八	高橋　斉久
四九九二	二七、一二、一八	高橋　絢
四九九三	二七、一二、一八	白岩　俊正
四九九四	二七、一二、一八	角田　英明

○法務省告示第六号

千葉県茂原市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年二月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、茂原市役所又は千葉地方法務局茂原支局に照会すること。

平成二十八年一月八日

法務大臣　岩城　光英

千葉県長生郡豊田村長尾千八百三十六番地

鈴木　吉藏

○法務省告示第七号

石川県輪島市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年二月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、輪島市役所又は金沢地方法務局輪島支局に照会すること。

平成二十八年一月八日

法務大臣　岩城　光英

石川県鳳至郡輪島町字河井町壱部七番地七号

染谷　勇吉

○法務省告示第八号

岡山県備前市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十八年一月八日

法務大臣　岩城　光英

岡山県和気郡日生町大字寒河三千五百五十二番地

大井幸太郎

○農林水産省告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市大東町猿沢字窪前三一の二、字倉林一〇四の七、一〇四の九、一〇四の一一、字山滝五五の六四、大東町中川字上ノ山三の二九、三の四九、三の五〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市大東町大原字萱一三八の六九から一三八の七一まで、一三八の七三、一三八の七五から一三八の七七まで、字渋谷一〇九の三二、字払川九九の三七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市大東町猿沢字山滝五五の一三三、五五の一三四、五五の一三六、五五の一八六、五五の一八七、五五の二〇二、五五の二〇三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養